

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	就学の援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市教育委員会は、就学の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県光市教育委員会

## 公表日

令和8年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学の援助に関する事務
②事務の概要	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び光市学校児童生徒就学援助規則(平成16年光市規則第55号)に基づき、経済的理由により就学困難な学齢児童又は学齢生徒の保護者に対し就学援助費を支給する。 光市教育委員会は、関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①要保護及び準要保護児童生徒の世帯状況の確認や認定可否の判断 ②届出事項の異動に関する修正及び認定可否の再判定 ③就学援助対象者への支給
③システムの名称	・就学援助システム ・宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)(以下「独自利用条例」という。)第4条第1項 別表第1の第5項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会教育総務課
②所属長の役職名	教育総務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会教育総務課 山口県光市光井九丁目18番3号 0833-74-3601
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会教育総務課 山口県光市光井九丁目18番3号 0833-74-3601

9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者から個人情報等の提供を受け、その上で記載された情報の真正性を確認している。システムにおいては、担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、下記の事務手続きにおいて、いずれの場合も複数人での確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報等のシステムへの入力 ・申請書等の保管 ・本人情報等が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I-4-②	(情報照会)・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第三号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第4項(情報提供)情報提供は行わない	(情報照会)・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第4項(情報提供)情報提供は行わない	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	I-7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	教育委員会教育総務課 山口県光市光井九丁目18番3号 0833-74-3601	事後	誤記修正
令和1年6月28日	I-5	教育総務課長 太田 隆一	教育総務課長	事後	
令和1年6月28日	IV	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和3年7月30日	I-4-①	実施する	実施しない	事後	
令和3年7月30日	II-1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和3年7月30日	II-1	2016/8/31	2021/7/30	事後	
令和3年7月30日	II-2	2016/8/31	2021/7/30	事後	
令和3年7月30日	I-4-①	(情報照会)・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第4項(情報提供)情報提供は行わない	—	事後	
令和3年7月30日	I-1-③	・就学援助システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー	・就学援助システム ・宛名システム	事後	
令和7年3月25日	I-3	・番号法第9条第2項 ・光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)(以下「独自利用条例」という。)第4条第1項 別表第1の第4項	・番号法第9条第2項 ・光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)(以下「独自利用条例」という。)第4条第1項 別表第1の第5項	事後	
令和7年3月25日	II-1	2021/7/30	2024/4/1	事後	
令和7年3月25日	II-2	2021/7/30	2024/4/1	事後	
令和8年3月23日	II-1	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和8年3月23日	II-2	2024/4/1	2025/4/1	事後	